本研究科が定める手続きにより提出された学位論文は、以下の体制、項目および方法に従って審査する。

（審査体制）

　学位論文の審査は、主査１名および副査２名からなる審査委員の合議で行う。副査には、本研究科の専任教員以外の者を加えることができる。

（審査項目）

1. 独創性　内容に独創性があるか
2. 継承性　先行研究を十分に渉猟した上で、その到達点を明示するとともに、先行研究に対する位置付けが明確であるか
3. 理論性　当該研究分野の理論に依拠して分析作業が進められたか
4. 実証性　確かな典拠・データ、分析結果に基づいて議論が客観的に展開されているか
5. 論理性　論理の飛躍がなく、議論が理路整然と展開されているか
6. 明確性　説明に曖昧さがなく、明快かつ適切な表現で記述されているか
7. 倫理性　先行研究の盗用など研究不正を働いていないことは当然であるが、研究倫理を遵守した上で、データ収集や聞き取り調査が行われたか
8. 学術的・社会的貢献性　分析結果に基づいた知見が学術的または社会的な貢献に結び付いているか

（審査方法）

　上記審査項目のすべてを満たして提出された学位論文に対し最終試験（口頭試問）を経た上で、研究科委員会の審議において合格と決定した者を修士課程修了と認定する。

（令和５年５月１２日　旭川市立大学大学院研究科委員会制定）